

# 一般社団法人香川県社会福祉士会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人香川県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

### (主たる事務所等)

第2条 本会は主たる事務所を香川県丸亀市に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする香川県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって香川県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする香川県民の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 香川県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (5) 社会福祉士等資格取得の支援に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機関の設置)

第6条 本会は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会員

### (種別)

第7条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、香川県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、理事会の決議を経て定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知する。

**(入会金及び会費)**

**第9条** 会員は、第14条所定の会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

**(退会)**

**第10条** 会員は、いつでも退会することができる。

2 会員が本会を退会しようとするときは、会長宛に所定の退会届を提出しなければならない。

**(会員資格の喪失)**

**第11条** 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費納入期限の翌日から正当な理由なく会費を滞納し、6か月を経過した日の翌日。
- (3) 団体会員の法人又は団体が解散したとき。
- (4) 個人会員が死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 会員のすべてが同意したとき。
- (7) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

**(除名)**

**第12条** 会員が次の各号いずれかに該当する場合には、会員総会において特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は会員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の運営を阻害する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由として理事会が別途定めた事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う会員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名した場合には、当該会員に対して、除名した旨を文書（内容証明郵便）にてただちに通知しなければならない。

**(会員資格喪失に伴う権利及び義務)**

**第13条** 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## **第3章 会員総会**

**(種類)**

**第14条** 本会の会員総会（以下「総会」という。）は、定時総会及び臨時総会とする。なお、会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

**(構成)**

**第15条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

**第16条** 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り議決することができる。

総会の決議は、次のとおり普通決議及び特別決議の2種とする。

(1) 普通決議とは、総正会員の3分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、次の事項を決議する。

- ① 理事の選任及び解任
- ② 監事の選任
- ③ 理事及び監事の報酬等の決定
- ④ 貸借対照表・損益計算書・事業計画書等の承認
- ⑤ 基金の返還
- ⑥ 清算人の選任及び解任
- ⑦ その他法令で定められた事項

(2) 特別決議とは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い、次の事項を決議する。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 理事及び監事に対する損害賠償責任の一部免除
- ④ 定款の変更
- ⑤ 事業の全部譲渡
- ⑥ 総会決議による解散
- ⑦ 解散法人の継続
- ⑧ 吸収合併契約及び新設合併契約
- ⑨ その他法令で定められた事項

(開催)

**第17条** 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

**第18条** 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面でもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

**第19条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定められた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 総会は、総正会員の3分の1以上の正会員の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第22条 総会の決議は、法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の3分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 法人法第49条第2項に定める決議は、総正会員の半数以上であって、その総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第23条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本会に提出する。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行う。
- 3 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第24条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了までに当該記載をした議決権行使書面を本会に提出する。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長及び出席会員の中から指名された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員等の種類及び定数)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって、法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事のうち、2名を副会長とする。
  - 4 必要に応じ、理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

**(役員等の選任等)**

**第27条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 専務理事は、理事会の決議を経て会長が任免する。

**(理事の職務及び権限)**

**第28条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の監督の下で事務局を統括する。
- 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

**(監事の職務及び権限)**

**第29条** 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査することができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (4) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成する。
- (5) その他法令に定められた業務を行う。

**(役員等の任期)**

**第30条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員のため選任された監事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
- 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

**(役員等の解任)**

**第31条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、総会の特別決議によって解任することができる。

**(役員等の報酬等)**

**第32条** 理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は総会の決議によって定める。

- 2 監事の報酬等は、総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第33条 本会は、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

### (権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行を決定する。

(2) 理事の職務の執行を監督する。

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職を行う。

### (種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

### (招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、請求の日から5日以内に文書をもって招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第38条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (決議)

第39条 理事会の決議は、理事会に出席した理事の過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたとき（ただし、監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

**（議事録）**

**第 4 1 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長、副会長及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

**（理事会規則）**

**第 4 2 条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## **第 6 章 委員会**

**（委員会）**

**第 4 3 条** 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## **第 7 章 財産及び会計**

**（財産の構成）**

**第 4 4 条** 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生ずる収入

(6) その他の収入

**（財産の管理）**

**第 4 5 条** 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

2 本会の財産を処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

**（経費の支弁）**

**第 4 6 条** 本会の経費は、財産をもって支弁する。

**（事業計画及び収支予算）**

**第 4 7 条** 本会の事業計画書及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の承認を得る。

**（暫定予算）**

**第 4 8 条** 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第49条 会長は、法令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

2 計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で総会の承認を得なければならない。

(貸借対照表の公告)

第50条 本会は、法令で定めるところにより、会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの1年とする。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会において、特別決議により変更することができる。

(解散)

第53条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により本会が消滅する場合
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

2 前項第1号により本会が解散する場合には、特別決議によらなければならない。

(清算法人の機関)

第54条 本会が解散した場合（前条第1項第3号による解散の場合及び同第4号による解散であって当該破産手続きが終了していない場合は除く。）には、本会は清算法人となる。この場合、1人又は2人以上の清算人を置かなければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、特別決議によって定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の同意を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 10 章 補 足

(細則)

第 57 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

2 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 58 条 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。